

福祉有償運送の利用実績等について

▼制度の概要

福祉有償運送とは、「自家用有償旅客運送」のひとつで、他人の介助によらず、移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーやその他の公共交通機関を利用することが困難な要介護者や障がい者のかたのために、NPO（特定非営利活動）法人等が有償で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことであり、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価が認められています。

道路運送法第 78 条では、「自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」と規定されており、いわゆる「白ナンバー」の車両を使用して有償の移送サービスを行う場合は、同法第 79 条に定める「国土交通大臣の登録」を受けることが必要となります。

▼対象者

NPO 法人等の会員で、身体障がい・知的障がい・精神障がいなどの障がいを持つかた、要介護・要支援の認定を受けているかたで、他人の介助によらず移動することが困難であることが認められ、かつ単独でタクシーのほか公共交通機関を利用することが困難であるかた

▼利用方法

福祉有償運送の登録申請（更新登録申請を含む。）をするに当たっては、地方公共団体、地方運輸局（又は支局）を含む関係機関等で構成する運営協議会にて、福祉有償運送の必要性や対価などについてあらかじめ協議を調えておく必要があります。

本市では、NPO 法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、利用者の利便性の確保、申請事業者の実施の妥当性などについて協議を行うための「尾張旭市福祉有償運送運営会議」を平成 18 年 2 月に設置しました。

▼利用実績

令和 6 年 5 月現在で下記の 2 つの法人が福祉有償運送を実施しています。

法人名	延べ運送回数	総走行距離	延べ運送人員	総運送収入
（特非）えとせとら	18 回	58.5km	18 人	2,925 円
（福）麦	0 回	0km	0 人	0 円

※ 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の実施状況